

四日市市告示第 3 4 4 号

四日市市民間保育所 3 歳未満児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

平成 2 8 年 6 月 3 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市民間保育所 3 歳未満児保育強化推進事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間保育所 3 歳未満児保育強化推進事業実施要綱（平成 3 年施行）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(運営費市単加算)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 運営費市単加算の単価は、次に定めるとおりとする。<u>ただし、3 歳未満児が月途中で入所し、又は退所した場合の単価は、当該額の 2 分の 1 の額とする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(運営費市単加算)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 運営費市単加算の単価は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(運営費市単加算の交付請求)</p> <p>第 8 条 前条第 1 項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所の設置者又は長（以下「<u>請求者</u>」という。）は、<u>月ごとに</u>四日市市民間保育所 3 歳未満児保育強化推進事業費（運営費市単加算）請求書（第 1 号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>この場合において請求者は、四日市市基準保育士等配置状況調書（第 2 号様式。以下「調書」という。）を毎月初日に市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>請求者</u>は、市長からその他必要と認</p>	<p>(運営費市単加算の交付申請)</p> <p>第 8 条 前条第 1 項に規定する運営費市単加算の交付を受けようとする民間保育所の設置者又は長（以下「<u>申請者</u>」という。）は、四日市市民間保育所 3 歳未満児保育強化推進事業費（運営費市単加算）請求書（第 1 号様式。以下「請求書」という。）に<u>四日市基準保育士等配置状況調書（第 2 号様式。以下「調書」という。）を添付して別に指定する期日までに市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>申請者</u>は、市長からその他必要と認</p>

める報告書の提出を求められた場合は、遅滞なく当該報告書を提出しなければならない。

3 (略)

(精算)

第10条 途中入所・退所により対象児童数に変更が生じた場合は、翌月以降に精算するものとする。ただし、3月分については、この限りではない。

める報告書の提出を求められた場合は、遅滞なく当該報告書を提出しなければならない。

3 (略)

(精算)

第10条 途中入所・退所により対象児童数に変更が生じた場合は、翌月以降に精算するものとする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第8条関係）

四日市市民間保育所3歳未満児保育強化推進事業費
（運営費市単加算）請求書

平成 年度 月分 3歳未満児保育強化推進事業にかかる運営費市単加算分として
次のとおり請求します。

平成 年 月 日

住 所

施 設 名

代表者氏名

四日市市長 様

請 求 金 額 円

請 求 内 訳

		初日入所人員	前月1日入所人員精算	人員計	運営費加算単価	金額計
0歳児		人	人	人	円	円
1歳児		人	人	人	円	円
2歳児		人	人	人	円	円
前月までの途中入退所精算		入 所	退 所	人員計	運営費加算単価	金額計
	0歳児	人	人	人	円	円
	1歳児	人	人	人	円	円
	2歳児	人	人	人	円	円
3月途中入退所 <small>（3月請求分のみ使用欄）</small>	0歳児	人	人	人	円	円
	1歳児	人	人	人	円	円
	2歳児	人	人	人	円	円

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2. 改正後の四日市市民間保育所3歳未満児保育強化推進事業実施要綱の規定は、平成28年6月以降の運営費市単加算の支払いについて適用し、平成28年5月以前の運営費市単加算の支払いについては、なお従前の例による。

(こども未来部保育幼稚園課)